

平成26年度第3回海老名市介護保険運営協議会 結果

日時：平成26年12月12日(金)

午前10時～11時20分

場所：政策審議室

出席委員 11名

高橋会長、山名委員、久田委員、花田委員、平本委員、橋本委員、内田委員、吉野委員、千葉委員、西海委員、三田委員

事務局

内野市長、横山保健福祉部長、橋本保健福祉部次長、小澤高齢介護課長、荒井介護保険係長、山本介護認定係長、宮台主任主事

1. 開 会 (司会：小澤課長)

2. 諮 問 (内野市長 → 高橋会長)

3. 市長あいさつ (内野市長)

ただいま4月からの第6期計画期間の介護保険料について、諮問させていただきました。

高齢化の進展に伴う高齢者や認定者の増加、また、これらに比例して給付費の増加によって、27年度から3年間の介護保険料は現行の基準額3,900円から上げざるを得ない状況です。

しかしながら、基金を取り崩し、極力上げ幅を抑えるよう努めたいと考えているほか、所得段階を国基準よりさらに細分化し、負担能力に応じたきめ細かな保険料率としております。

保険料設定にあたり、委員の皆さまから忌憚のない意見を頂戴したいと思います。

4. 会長あいさつ (高橋会長)

年末のお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま、内野市長から、4月から3年間の介護保険料について、諮問がなされました。

介護保険サービスの利用増加により、保険給付費用をまかなうため、保険料を上昇せざるを得ない状況となっているようです。

介護保険料につきましては、今後、いくらかの変更が生じることもありえますが、現状において、市の諮問事項について真摯に議論・検討をしてみたいと

考えております。

第6期えびな高齢者プラン21においては、必要とされる介護サービスや介護基盤の整備と介護保険料について、双方のバランスを十分考慮したものとして、位置付けがなされたものでなければなりません。

保険者である海老名市には、介護保険制度が利用者や家族の暮らしを支えていることを十分にご理解いただき、使いやすい制度となるよう、柔軟な運用を図られていくよう、お願いいたします。

今後も介護保険と医療保険との一体化により、包括的なケア体制を進めていくに当たり、この運営協議会での議論が重要な役割を担っていくと思います。

委員の皆様を活発なご意見をお願いします。

5. 議 題（進行：高橋会長）

（1）第6期えびな高齢者プラン21 骨子案と介護保険事業計画案について

【資料2，3】に沿い詳細説明（荒井係長）

骨子案は3章構成になっている。

人口構造は、30歳代後半から40歳代前半の人口が最も多く、次いで60歳代前半と続く。次世代を担う20歳代は少子化の影響もあり少なくなっている。

基本理念を「住み慣れた地域でふれあい支え合い いつまでも健康で生きがいのある生活の実現」とした。

基本理念を実現するために基本目標を3つ設定し、事業を推進していく。

基本目標のひとつである介護保険制度の適正な運営に関する具体の施策については、資料3を用いて説明した。

第6期は入所施設の整備・充実を重点項目に挙げ、整備に取り組む。具体には、特別養護老人ホーム100床とグループホーム18床の整備に取り組む。

保険料に関しては、所得基準を国が示す基準9段階をさらに細分化し、12段階とし、きめ細かな所得段階設定とし、所得段階に比例して負担割合を大きくしている。

低所得者対策として、所得段階1から3に関して別枠で公費投入を実施し、軽減を図り、保険料の上昇幅を抑える設定を考えている。

骨子案は、12月17日（水）までパブコメ実施中である。

（委員） 包括ケアシステムの推進とあるが、具体的にどのようなものを考えているのか

（事務局） 地域包括ケアシステムの体制を平成37年度に向けて構築します。具体的なものを今ここで申し上げることは難しいが、地域ケア会議を通じて地域課題の把握と検討をしていきたい。

（委員） 次世代との交流とは、どのようなものか。

（事務局） 健康で生きがいに満ちた生活を送るために、次世代との交流を図ることを考えています。

- (委員) 施設を造っても職員がいなければ利用者を受け入れることができない。介護職員不足に関して、市は何か対応策を考えているのか。
- (事務局) 市が対応するには限度があります。国が対応すべき案件と考えます。
- (委員) 第6期の介護保険料の推計が出されたが、高齢化率も上がっていく傾向にあり、財源不足を心配する。もう少し、引き上げてもいいのではなか。
- (事務局) 人口推計、高齢化率、認定者数などを推計し、保険料は算出している。必要以上のものを負担いただくことは考えていない。詳しくは、次の議題で説明します。
- (委員) ビナスポが開館したが、駅から遠く、通うのに不便との声を聞く。対策を考えているか。
- (事務局) 指定管理者が足の確保は考えているようです。新たにコミバスを走らせることは難しい状況です。
- (委員) 他の路線との絡みもあるのだろう。交通弱者対策として、社協のぬくもり号の活用は賛成する。
- (委員) 高齢者サロンは今後、増やす考えがあるのか。
- (事務局) 高齢者の居場所づくりとして、大切と考える。増やす方向で考えている。

(2) 第6期介護保険料について

【資料4】に沿い詳細説明（荒井係長）

第1号被保険者の負担割合が22%に引き上げられる。

給付費の総額を約186億8,800万円と推計している。(11.8%増)

所得水準に応じてきめ細かな保険料設定をしている。

基準月額保険料の設定に当たっては、積立基金を取り崩し、上昇抑制に努めた。

所得段階の第1から第3の市県民税非課税世帯に対して、公費を別枠で投入する軽減策を活用します。

基準月額保険料を推計するに当たって、第四次総合計画における人口推計、要介護認定者数、サービス利用者推計等を基礎数値とした。

施設・居住系サービスの整備方針として、特養100床とグループホーム18床の整備を計画している。

在宅サービスの整備方針として、複合型サービスの提供を平成29年度から開始できるよう努めます。

(委員) 低所得者対策の公費投入は、国の制度として実施するものか。

(事務局) そのとおりです。

(3) 条例の制定について

【資料5、6】に沿い詳細説明（荒井係長）

第3次一括法を受けて、これまで省令で定められてきた2事業に関する指定基準を条例で定めることとなった。

条例制定にあたり、法令の基準どおりとしなければならない「従うべき基準」と地域の実情に応じて独自の基準を設けることができる「参酌すべき基準」とがあるが、市が設けた独自基準は、第31条の記録の整備である。

そのほかは省令に定められた基準に基づき運用されている内容を条例化するもので運用上何ら今までと変わるものではない。

施行日は平成27年4月1日となる。

条例案は平成26年第4回定例会において審議中である。

※意見・質問なし

(4) その他

詳細説明（荒井係長）

- ・ 今後のスケジュールについて

答申については、平成27年1月16日（金）に高橋会長、山川副会長から内野市長へお渡しいただく予定。

- ・ 委員改選について

3月の任期満了に伴い、各団体の推薦及び公募で委員改選を行なう予定。

6. 閉 会